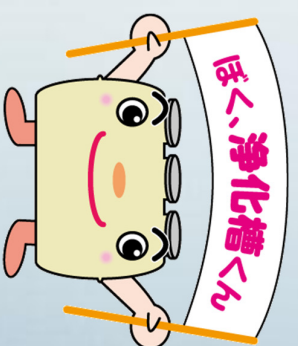


# 啓発素材を用いた住民への 説明方法について

## 広島県環境県民局循環型社会課

### 2014年9月



# 1. 現状

## いまままでの啓発方法

### ■ 浄化槽の適正な維持管理をしてもらうために...

### 「浄化槽管理(設備)者の皆様」

#### 法定検査を必ず受けましょう

- 浄化槽は、衛生物の堆きを処理してトイレの排水や生活排水をきれいにしていますが、正しく管理しないと悪臭や虫の発生などの原因になります。  
● **浄化槽の法定検査**は、浄化槽の法定検査を実施しない自治体や管理方法のよさに応じて、法定検査が行われていません。
  - **浄化槽検査(浄化槽のメンテナンス)の対象**：個人、自治体、事業者
  - **浄化槽検査(浄化槽のメンテナンス)の実施場所**：個人所有、個人所有、共同所有
  - **法定検査**：設置地区の指定がなされた地区、個人所有、共同所有
  - **公共施設法人、法人施設整備センター等**
    - 実施内容：「浄化槽の健全性の確保」
    - ・ **点検**：浄化槽の状態を確認し、必要に応じて点検を行います。
    - ・ **清掃**：浄化槽の内部を清掃し、堆積物を除去します。
    - ・ **点検結果**：点検結果に基づき、浄化槽の状態を報告します。
    - ・ **法定検査**：設置地区の指定がなされた地区、個人所有、共同所有

＜必ず受検しましょう。＞  
法定検査は、浄化槽の健全性を確保するために不可欠な検査です。  
法定検査が十分に行われていない場合は、自治体や事業者から指導を受ける場合があります。

保守点検、清掃、法定検査を行い、浄化槽を適正に維持管理することが、地域の環境を守ることに繋がります。

#### 「法定検査の実行主体と実施方法」

実施主体	実施方法	実施時期
公共施設法人・法人施設整備センター	1ヶ月1回(3ヶ月1回)以上実施	3月、5月、7月
自治体・個人所有・共同所有	1ヶ月1回(3ヶ月1回)以上実施	3月、5月、7月

維持管理について  
チラシを作り、  
ホームページや  
広報誌などで呼びかけてきました。



### ～検査を要する前に～

- 浄化槽の法定検査は、自治体や事業者が行う必要があります。
- 浄化槽の法定検査は、自治体や事業者が行う必要があります。
- 浄化槽の法定検査は、自治体や事業者が行う必要があります。

浄化槽の法定検査は、自治体や事業者が行う必要があります。  
http://www.pref.hiroshima.lg.jp/info/qir/ir-procedure.html

## 2. 課題と取組の方向性

### 住民への意識調査等でわかった課題

- ◆ 水環境の保全や浄化槽の維持管理に対する理解が不足
- ◆ 維持管理の実施の義務に対する理解が不足
- ◆ 県・市町のHPは分かりづらい。県・市町の広報よりも関係事業者の説明で知っている。
- ◆ 関係事業者からの説明では、自らの業務以外の維持管理の説明が不十分
- ◆ 関係者の説明がばらばら 等



### 取組の方向性

維持管理に関する住民の理解促進に向けた説明や普及啓発

3

## 3. 啓発活動の取組の方針

住民の浄化槽に対する理解を深めるためには... **啓発活動の充実** が重要

### ○啓発素材の改良

- ・ わかりやすい
  - ・ 見やすい
  - ・ 維持管理の内容を網羅したもの
- 関係者で連携した啓発を実施
- ・ 行政と関係事業者との連携
  - ・ 共通の内容で説明
  - ・ 共通の啓発素材の活用



### 取組方針

- ① わかりやすく見やすい広報素材の作成
- ② 関係者による共通した説明の実施 → 事業者説明会

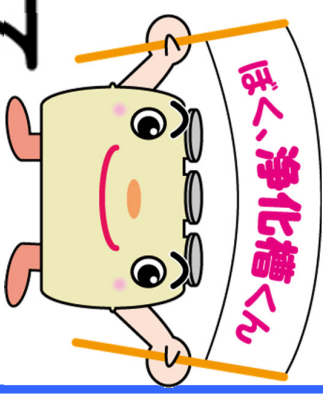
4

## 4. 啓発活動の見える化

啓発素材を活用した取組が一連のものと認識されるような**共通点**をつくる

統一感を持たせる  
キャッチフレーズとキャラクターを設定

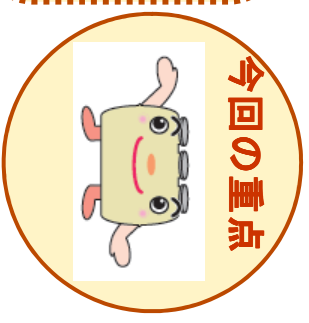
浄化槽は  
きちんと使って  
きれいな水に



5

## 4. 住民への啓発事項

- ①水環境保全の大切さ
- ②維持管理（保守点検・清掃・法定検査）の内容と実施
- ③市町への浄化槽設置等の届出，報告の手続き
- ④浄化槽の正しい使用
- ⑤法定検査結果が不適正の場合の必要な改善等の対応



- ⑥単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の違い（水環境への影響），合併処理  
浄化槽への転換 等



サブキャッチフレーズを設定

6

～維持管理の3つの約束～

浄化槽を使用される皆様には、

「保守点検」  
「清掃」  
「法定検査」  
の約束があります。

## 5. 啓発素材を活用した関係者の協力による啓発活動

○キャラクター 浄化槽くん



○キヤッチフリーズ 「浄化槽は きちんと使って きれいな水に」  
(○サナキヤッチフリーズ ～維持管理の3つの約束～ 浄化槽を使用される皆様には、「保守点検」「清掃」「法定検査」の約束があります。)

○ 関係者の協力した啓発活動を印象付け

- ・ポスター ⇒ 関係事業者・県・市町の庁舎等に啓示
- ・ステッカー ⇒ 関係事業者・県・市町の業務車両に貼付け
- ・懸垂幕 ⇒ 県庁舎に掲示

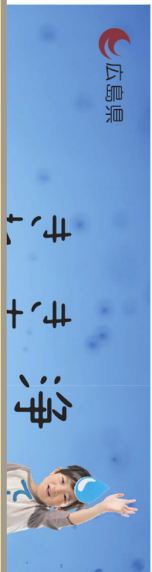
○ 関係者の協力した維持管理の説明

- ・チラシ ⇒ 主に**工事業者**からの説明に活用
- ・リーフレット ⇒ 主に**保守点検・清掃業者**からの説明に活用
- ・ハンドブック ⇒ 市町からの説明資料

浄化槽管理者の**理解**

## 6. 啓発素材①

### チラシ



**浄化槽は生きものです**  
浄化槽がしっかりと働けるようきちんと管理しましょう。  
浄化槽がしっかりと働かないと、汚れたままの水が川や海に流れてしまうことになってしまいます。  
そのため、浄化槽を使用される方には、浄化槽法により定期的な維持管理が義務づけられています。

### 第1段階の啓発素材

＜伝えたい点＞

- ①維持管理には「保守点検」「清掃」「法定検査」の3つあること
- ②専門業者または検査機関にそれぞれ自分で頼むこと



「3つの作業」を覚えてください。

浄化槽は、人々の微生物のたまきによって、水をキレイにしています。  
微生物のたまきすぎると、環境を悪くするために、維持管理の3つの作業が必要です。

**清掃とは？**  
浄化槽内にたまった汚泥やゴミ、機械部品の洗浄のことです。**新しい浄化槽にだけ行われるものではありません。**  
行はばり、必ず、**新しい浄化槽の許可を受けた業者に依頼してください。**

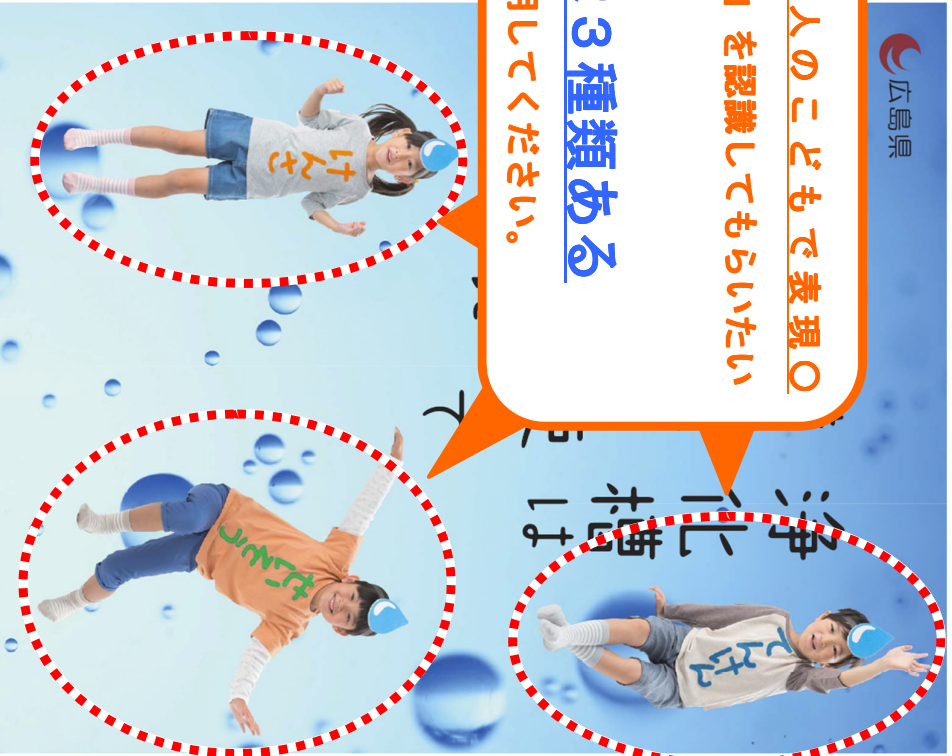
**相談窓口** 個人へはお客様が直接お問い合わせください。お問い合わせ先は、所在地の浄化槽法施行条例に基づき、以下のとおりです。

【広島市浄化槽管理課】	【広島市浄化槽管理課】	【広島市浄化槽管理課】	【広島市浄化槽管理課】
広島市浄化槽管理課 二丁目 電話 082-644-2223	広島市浄化槽管理課 三丁目 電話 082-644-2222	広島市浄化槽管理課 四丁目 電話 082-644-2221	広島市浄化槽管理課 五丁目 電話 082-644-2220
【広島市浄化槽管理課】	【広島市浄化槽管理課】	【広島市浄化槽管理課】	【広島市浄化槽管理課】
広島市浄化槽管理課 六丁目 電話 082-644-2219	広島市浄化槽管理課 七丁目 電話 082-644-2218	広島市浄化槽管理課 八丁目 電話 082-644-2217	広島市浄化槽管理課 九丁目 電話 082-644-2216
【広島市浄化槽管理課】	【広島市浄化槽管理課】	【広島市浄化槽管理課】	【広島市浄化槽管理課】
広島市浄化槽管理課 十丁目 電話 082-644-2215	広島市浄化槽管理課 十一丁目 電話 082-644-2214	広島市浄化槽管理課 十二丁目 電話 082-644-2213	広島市浄化槽管理課 十三丁目 電話 082-644-2212
【広島市浄化槽管理課】	【広島市浄化槽管理課】	【広島市浄化槽管理課】	【広島市浄化槽管理課】
広島市浄化槽管理課 十四丁目 電話 082-644-2211	広島市浄化槽管理課 十五丁目 電話 082-644-2210	広島市浄化槽管理課 十六丁目 電話 082-644-2209	広島市浄化槽管理課 十七丁目 電話 082-644-2208
【広島市浄化槽管理課】	【広島市浄化槽管理課】	【広島市浄化槽管理課】	【広島市浄化槽管理課】
広島市浄化槽管理課 十八丁目 電話 082-644-2207	広島市浄化槽管理課 十九丁目 電話 082-644-2206	広島市浄化槽管理課 二十丁目 電話 082-644-2205	広島市浄化槽管理課 二十一丁目 電話 082-644-2204
【広島市浄化槽管理課】	【広島市浄化槽管理課】	【広島市浄化槽管理課】	【広島市浄化槽管理課】
広島市浄化槽管理課 二十二丁目 電話 082-644-2203	広島市浄化槽管理課 二十三丁目 電話 082-644-2202	広島市浄化槽管理課 二十四丁目 電話 082-644-2201	広島市浄化槽管理課 二十五丁目 電話 082-644-2200

### チラシ (表面) ①



○3つの維持管理を3人のこどもで表現○  
 <ねらい>視覚的に「3つ」を認識してもらいたい  
**維持管理には3種類ある**  
 ことをしっかりと説明してください。



### ○浄化槽の機能と維持管理の役割○

#### <浄化槽の機能>

微生物という生き物の力で汚れを分解し、水をきれいにします。

#### <維持管理の役割>

- ・微生物のはたらきやすい環境を整える。
- ・微生物のはたらきを保つ。

維持管理は  
浄化槽を使用する  
上で必要不可欠  
ということを伝えて  
ください。

3つの約束を  
守ってください



浄化槽は、たくさんの微生物のはたらきによって、水をキレイにしています。微生物のはたらきやすい環境を整えるために、維持管理の3つの約束が必要です。

## 浄化槽は生きものです

浄化槽がしっかり働けるようきちんと管理しましょう。

浄化槽がしっかり働けないと、汚れたままの水を川や海に流してしまうことになります。そのため、浄化槽を使用される方には、浄化槽法により定期的な維持管理が義務づけられています。

### ○浄化槽を使う上でのルール○

- ・浄化槽は、微生物という生き物の力を利用した汚水処理設備
- ・維持管理は、微生物のはたらきを保つために重要

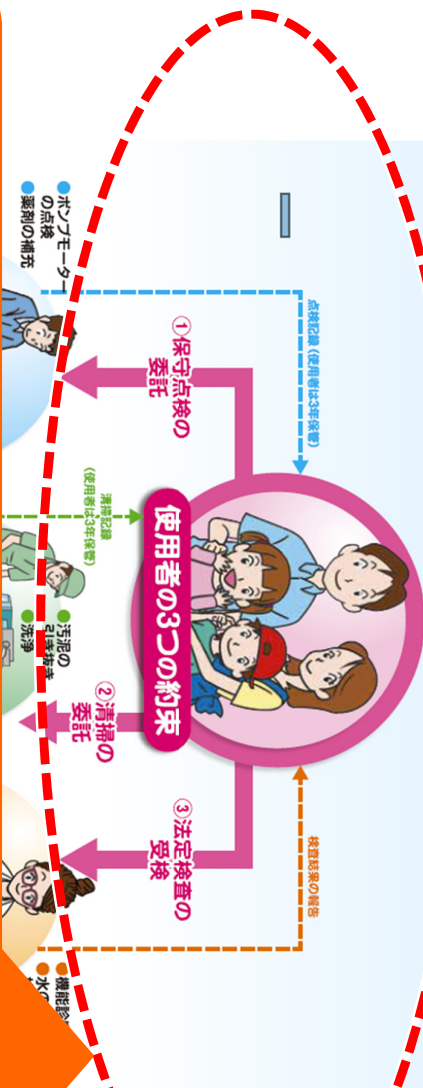
浄化槽法で維持管理が義務付けられており、

浄化槽を使う者のルールであることを伝えてください。

## チラシ（裏面）②

### ～使用者のルール～

そのため、浄化槽を「利用」する方には、浄化槽法により定期的な維持管理が義務づけられています。



### ○使用者の3つの約束○

①保守点検の委託 ②清掃の委託 ③法定検査の受検  
を必ず実施しなければならないことを伝えてください。

- ・浄化槽は微生物を活用した設備で維持管理には専門知識や技能、機材が必要となるため、維持管理は専門の業者へ委託し、法定検査は指定機関で受検しましょう。
- ・委託や受検の手続きは、それぞれ使用者が行うこととなります。

## チラシ（裏面）③

### ～保守点検について～



### ○保守点検の業務○

- ・**浄化槽のメンテナンス**  
浄化槽の状態に応じて、モーターやポンプなどの付属機器を調整、修理する。
- ・**消毒剤の補充**  
処理した水を排出する前に水を消毒をする槽があり、環境衛生の確保のために消毒剤の確認はかかせない。

### ○回数○

年3回以上  
※浄化槽の規模や種類によって異なる。

### ○委託について○

県または政令市（広島市、呉市、福山市）で登録を受けた業者にしかな委託できない。

## チラシ（裏面）④

～清掃について～



### ○清掃の業務○

・**汚泥の引き抜き**  
汚れを分解した後には泥状の汚泥が生じ、これが浄化槽内に溜まりすぎると浄化槽の機能低下や悪臭の原因となるため、定期的に引き抜く。

### ・破損の確認

汚泥を引き抜く際にしか浄化槽内の全体を見られないため、清掃時に破損等を確認する。

### ○回数○

年1回以上

※全ぱっ気方式は年2回以上です。

### ○委託について○

市町長の許可を受けた業者にしか委託できない。

### 清掃とは？

浄化槽内に生じた汚泥などの引き抜きや調整、機器類の洗浄のことです。年1回以上実施しなければなりません。市町長の許可を受けた業者に委託してください。

健康診断です！

## チラシ（裏面）⑤

～法定検査について～

### ○法定検査○

- ・**設置後の水質検査(7条検査)**  
浄化槽を設置して使い始めた年に受ける。浄化槽が適正に施工され機能しているか確認する検査
- ・**定期的な水質検査(11条検査)**  
7条検査の1年後から毎年受ける。保守点検や清掃が適正に行われて、浄化槽の機能が保たれているか確認する検査

### ○回数○

年1回

### ○検査の手続き○

県知事の指定した検査機関に申し込む。  
(公社) 広島県環境保全センター  
(公社) 広島県浄化槽維持管理協会



### 法定検査とは？

①設置後の水質検査(7条検査)  
設置された浄化槽が、適正に施工され、機能しているかを確認する検査です。浄化槽を使い始めて3ヵ月を経過した日から5ヵ月間

に受けなければなりません。  
②定期的な水質検査(11条検査)  
保守点検や清掃が適正に行われ、浄化槽の機能が発揮されているかを確認する検査です。毎年1回受けなければなりません。

法定検査は県知事が指定した次の検査機関に申込みしてください。

- 公益社団法人 広島県環境保全センター  
〒750-0001 広島市安佐南区大塚西4丁目2番28号 ☎082-849-6411
- 公益社団法人 広島県浄化槽維持管理協会  
広島市 安東平塚町3番28号 ☎082-546-2168



**保守点検・清掃 = 浄化槽の日常の健康管理**



**相談窓口** 使い始める時や使用をやめる時、使用者（世帯主）が変わる時は、手続きが必要です。詳しくはお住まいの地域の市役所又は町役場へお問い合わせください。

【広島市】環境整備課 ☎082-504-2223	【呉市】環境整備課 ☎0823-25-3551	【竹原市】環境保全課 ☎082-2279
【三原市】生活環境課 ☎0848-675-168	【尾道市】環境整備課 ☎0849-303-202	【福山市】環境保全課 ☎084-928-1072
【府中町】環境整備課 ☎0847-43-9222	【三次市】環境整備課 ☎0824-62-6136	【庄原市】下水道課 ☎0824-73-1175
【大竹市】環境整備課 ☎0827-59-2154	【東広島市】環境整備課 ☎0820-420-0928	【廿日市市】廃棄物対策課 ☎0829-30-9133

**○ 市役所・町役場で行う手続き ○**

浄化槽使用者は、届出等の事務手続きをあまり知らないことが多いので、次のような手続きが必要なことを伝えてください。

※詳細は、記載してある各市町の窓口にお問い合わせもらってください。

- ・**設置届** … 浄化槽を設置するときに提出するもの
- ・**使用開始報告書** … 浄化槽を設置後、浄化槽を使い始めたときに提出するもの
- ・**管理者変更報告書** … 浄化槽管理者（家主、世帯主）に変更があったときに提出するもの
- ・**廃止届** … 使用をやめたときに提出するもの

# 7. 啓発素材②

リーフレット

浄化槽の維持管理の3つの約束



浄化槽の維持管理の3つの約束

## 第2段階の啓発素材

<伝えたい点>

- ① 維持管理は「保守点検」「清掃」「法定検査」の3つ
- ② 専門業者または検査機関にそれぞれ自分で頼むこと
- +
- ③ 浄化槽の使用上の注意点
- ④ 浄化槽のしくみ

【保守点検】浄化槽の維持管理を行う専門業者による点検。浄化槽の正常な稼働を確認し、異常があれば修理を行います。

【法定検査】浄化槽の維持管理を行う専門業者による検査。浄化槽の正常な稼働を確認し、異常があれば修理を行います。

【清掃】浄化槽の維持管理を行う専門業者による清掃。浄化槽の正常な稼働を確認し、異常があれば修理を行います。

浄化槽の維持管理を行う専門業者による点検、清掃、法定検査を行います。

浄化槽の維持管理を行う専門業者による点検、清掃、法定検査を行います。

浄化槽の維持管理を行う専門業者による点検、清掃、法定検査を行います。

リーフレット (1ページ目)



浄化槽は  
きちんと使っ  
てきれいな水に

<維持管理の3つの約束>

浄化槽を使用される皆様には、「保守点検」「清掃」「法定検査」の約束があります。きれいな水を川や海に流すため、維持管理を行っていきましょう。

**○3つの維持管理○**  
視覚的に「3つ」を認識してもらうため、3人のこどもを活用

**○使用上の注意○**  
浄化槽を使っ  
ていく上  
で日頃から  
気を付けること

### 使用上の注意

送風機の電源は電線を切らな  
いでください。

送風機が止まると、臭いの発生や水質悪化の原因になります。送風機/たすくを常に稼働させ、交換をしてください。

排水が集中しないように心がけてください。

臭気は、お風呂、洗面所、トイレから排水するときに、一度に大量の水を流す行為が不適切に  
なり、水質が悪化している可能性があります。

台所から油分や食べ物を流さないでください。

特に油分は微生物の増殖が速く、汚泥利用を妨げます。排水時にしみて捨てておくか、再利用しましょう。

水に濡れないものは流さないでください。

医薬品や、消滅時期が不明な薬品は、流さないでください。

常に薄く、強い洗剤の使用は、少し控えめにしてください。

漂白剤を一度に大量に使用すると、微生物の増殖が速く、汚泥利用を妨げます。臭いの発生や、水質悪化の原因になります。使用の際は量をゆびでください。

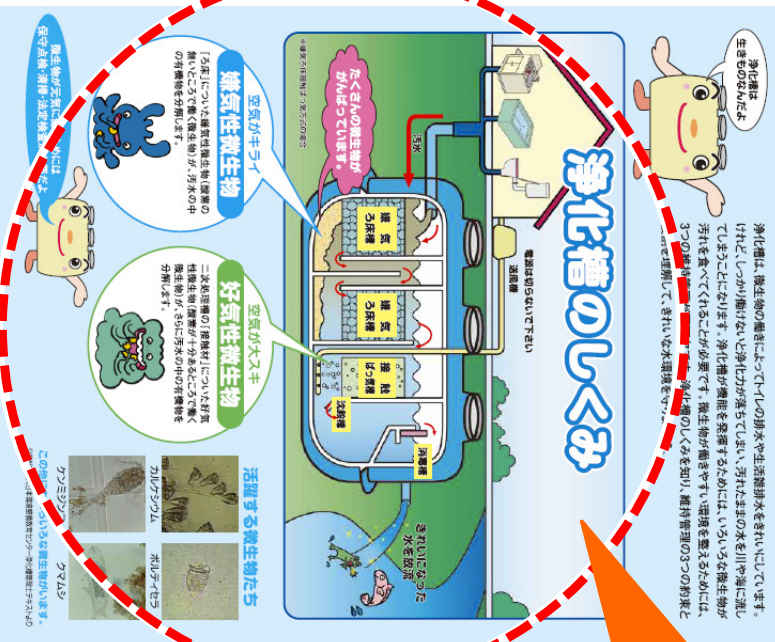
正しく使っ  
たり  
維持管理してね!

よく、浄化槽くん

## リーフレット（２ページ）

～浄化槽のしくみと維持管理～

### みんなの大切な水環境を守るため 浄化槽の働きを応援してください



#### <浄化槽のしくみ>

- ・ 浄化槽の浄化の主力は「微生物」
- ・ 微生物が元気に働けるような環境づくりが大切

+

#### <維持管理の役割>

維持管理は微生物の働きやすい環境を整え、それを保つこと。

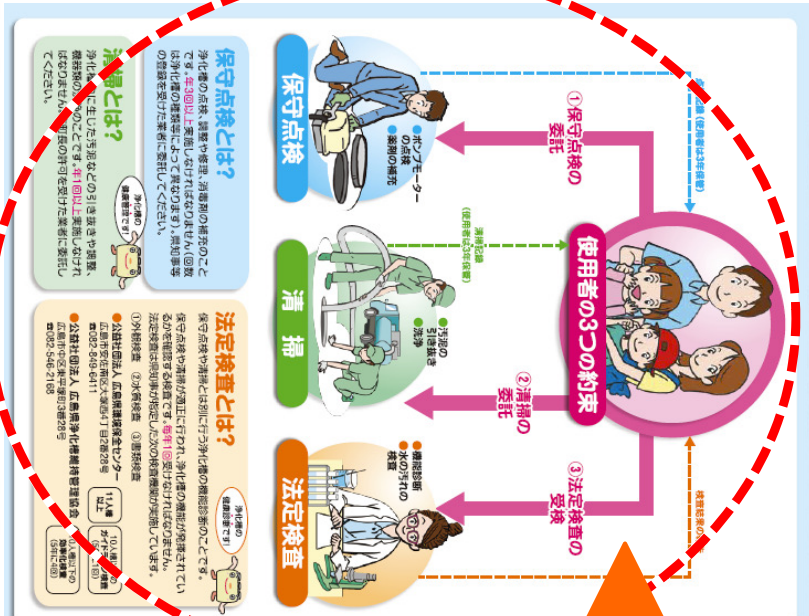
↓ だから…

浄化槽がしっかりと機能するには維持管理が必要不可欠で定期的に行うことがとても大切。

## リーフレット（３ページ）

～維持管理の種類とその違い～

### 保守点検・清掃・法定検査の3つの 維持管理を毎年必ず行ってください



※チラシと同様

#### ○使用者の3つの約束○

- ①保守点検の委託
- ②清掃の委託
- ③法定検査の受検

をすべて行うことが使用者のルール

- ・ 3つの維持管理はそれぞれ役割が異なること
- ・ 保守点検・清掃は専門の業者へ委託、法定検査は検査機関へ申込みをすること。
- ・ 維持管理の委託等の手続きは、それぞれ使用者が行うこと。ということを伝えてください。

## リーフレット（3ページ）

～法定検査について～



### 法定検査とは？

保守点検や清掃とは別に行う浄化槽の機能診断のことです。保守点検や清掃が適正に行われ、浄化槽の機能が発揮されているのを確認する検査です。**毎年1回**受けなければなりません。法定検査は果敢事務が指定した市の指定機関が実施しています。

①外排水検査 ②水質検査 ③悪臭検査

- 公営施設法人 広島県環境保全センター  
広島市安佐南区大東四丁目2番28号  
☎082-849-6411
- 公益社団法人 広島県浄化槽維持管理協会  
広島市中央区平野町3番28号  
☎082-546-2168

○11人槽以上の浄化槽○  
担当機関：環境保全センター  
↓  
**毎年1回**受けることを説明してください。  
○10人槽以下の浄化槽○

○11人槽以下の浄化槽  
担当機関：環境保全センター  
↓  
**効率化検査**  
担当機関：浄化槽維持管理協会

毎年1回  
↓  
〔**Ⓐの検査を5年のうち1回**  
**Ⓑの検査を5年のうち4回**〕  
受けることを説明してください。

## リーフレット（4ページ目）

### 浄化槽の維持管理の ご質問にお答えします



#### Q 1 浄化槽の維持管理はなぜ必要なのでしょうか？

**A** 浄化槽は微生物が汚れを食って分解することで汚水をきれいにします。浄化槽が本来の機能を発揮するために微生物がよまへ増えなければならない環境を整えてやる必要があります。その環境整備が維持管理にあたります。維持管理を適切に行わないと、微生物が減ったり働きが弱ったりして、放流水の水質悪化や悪臭の発生など生態環境を悪くすることがあります。

#### Q 2 法定検査はどういうものですか？

**A** ○法律で定められた検査で、県が指定した検査機関が年1回実施します。○浄化槽の機能が保持されているか、機能を保つための保守点検・清掃がきちんと実施されているかを検査します。○検査結果が「不適正」となった場合は、結果の内容にしたがって保守点検業者や清掃業者へ相談し、適切な措置を講じてください。

#### Q 3 保守点検も清掃も実施しているのに、法定検査を受ける必要がありますか。

**A** 保守点検と清掃は、浄化槽の機能を保つための作業です。保守点検は付属装置の点検・調整・修理を、清掃はポンプ・送機の引き抜きや内部の異常確認を行い、浄化槽が正常に機能するように実施します。一方で又は「自治体の指定検査」です。一方、法定検査は、浄化槽が正常に機能しているか、機能保持のための保守点検と清掃が適切に実施されているかを、県の指定検査機関が公正中立で行う検査で、人工的「健康診断」に当たります。このように、法定検査は、保守点検・清掃とは目的や作業内容が異なるため、年1回の受検が必要となります。

#### Q 4 使用を始める時や、やめる時はどうしたらよいですか？

**A** 引渡しや下水道に接続するときと、浄化槽の使用をやめる場合は届出が必要で、このほかにも、新たに使い始める時もやめるとき（世帯主が変わる時）にも届出が必要です。

【広島市】環境部 浄化槽課 広島市南区新三丁目1番10号 ☎082-501-4222	【広島市】環境部 浄化槽課 広島市南区新三丁目1番10号 ☎082-501-4222	【竹原市】環境部 浄化槽課 竹原市竹原本町1番1号 ☎0846-22-2279
【広島市】環境部 浄化槽課 広島市南区新三丁目1番10号 ☎082-501-4222	【広島市】環境部 浄化槽課 広島市南区新三丁目1番10号 ☎082-501-4222	【広島市】環境部 浄化槽課 広島市南区新三丁目1番10号 ☎082-501-4222
【広島市】環境部 浄化槽課 広島市南区新三丁目1番10号 ☎082-501-4222	【広島市】環境部 浄化槽課 広島市南区新三丁目1番10号 ☎082-501-4222	【広島市】環境部 浄化槽課 広島市南区新三丁目1番10号 ☎082-501-4222
【広島市】環境部 浄化槽課 広島市南区新三丁目1番10号 ☎082-501-4222	【広島市】環境部 浄化槽課 広島市南区新三丁目1番10号 ☎082-501-4222	【広島市】環境部 浄化槽課 広島市南区新三丁目1番10号 ☎082-501-4222
【広島市】環境部 浄化槽課 広島市南区新三丁目1番10号 ☎082-501-4222	【広島市】環境部 浄化槽課 広島市南区新三丁目1番10号 ☎082-501-4222	【広島市】環境部 浄化槽課 広島市南区新三丁目1番10号 ☎082-501-4222
【広島市】環境部 浄化槽課 広島市南区新三丁目1番10号 ☎082-501-4222	【広島市】環境部 浄化槽課 広島市南区新三丁目1番10号 ☎082-501-4222	【広島市】環境部 浄化槽課 広島市南区新三丁目1番10号 ☎082-501-4222
【広島市】環境部 浄化槽課 広島市南区新三丁目1番10号 ☎082-501-4222	【広島市】環境部 浄化槽課 広島市南区新三丁目1番10号 ☎082-501-4222	【広島市】環境部 浄化槽課 広島市南区新三丁目1番10号 ☎082-501-4222
【広島市】環境部 浄化槽課 広島市南区新三丁目1番10号 ☎082-501-4222	【広島市】環境部 浄化槽課 広島市南区新三丁目1番10号 ☎082-501-4222	【広島市】環境部 浄化槽課 広島市南区新三丁目1番10号 ☎082-501-4222
【広島市】環境部 浄化槽課 広島市南区新三丁目1番10号 ☎082-501-4222	【広島市】環境部 浄化槽課 広島市南区新三丁目1番10号 ☎082-501-4222	【広島市】環境部 浄化槽課 広島市南区新三丁目1番10号 ☎082-501-4222
【広島市】環境部 浄化槽課 広島市南区新三丁目1番10号 ☎082-501-4222	【広島市】環境部 浄化槽課 広島市南区新三丁目1番10号 ☎082-501-4222	【広島市】環境部 浄化槽課 広島市南区新三丁目1番10号 ☎082-501-4222
【広島市】環境部 浄化槽課 広島市南区新三丁目1番10号 ☎082-501-4222	【広島市】環境部 浄化槽課 広島市南区新三丁目1番10号 ☎082-501-4222	【広島市】環境部 浄化槽課 広島市南区新三丁目1番10号 ☎082-501-4222
【広島市】環境部 浄化槽課 広島市南区新三丁目1番10号 ☎082-501-4222	【広島市】環境部 浄化槽課 広島市南区新三丁目1番10号 ☎082-501-4222	【広島市】環境部 浄化槽課 広島市南区新三丁目1番10号 ☎082-501-4222
【広島市】環境部 浄化槽課 広島市南区新三丁目1番10号 ☎082-501-4222	【広島市】環境部 浄化槽課 広島市南区新三丁目1番10号 ☎082-501-4222	【広島市】環境部 浄化槽課 広島市南区新三丁目1番10号 ☎082-501-4222
【広島市】環境部 浄化槽課 広島市南区新三丁目1番10号 ☎082-501-4222	【広島市】環境部 浄化槽課 広島市南区新三丁目1番10号 ☎082-501-4222	【広島市】環境部 浄化槽課 広島市南区新三丁目1番10号 ☎082-501-4222
【広島市】環境部 浄化槽課 広島市南区新三丁目1番10号 ☎082-501-4222	【広島市】環境部 浄化槽課 広島市南区新三丁目1番10号 ☎082-501-4222	【広島市】環境部 浄化槽課 広島市南区新三丁目1番10号 ☎082-501-4222

## 8. その他の啓発素材

### ポスター

- サイズ/A2
- 仕様/片面4色
- 用途/県, 市町関係事業者等の施設の掲出



浄化槽は、たぐの微生物のはたらきによって、水をキレイにしています。微生物のはたらきやすい環境を整えるために、維持管理の3つの約束が必要です。

### ステッカー

- サイズ：縦100mm×横300mm
- 仕様：剥がせる形式
- 用途：県, 市町, 関係事業者等の施設, 車両に貼付



きれいな水を川や海に還すため、維持管理を正しく行いましょう。

## 懸垂幕

- 用 途：県庁舎に掲示
- 掲示時期：9～10月



27

## 9. 啓発の取組時期

### 10月の「浄化槽月間」から開始！

10月1日「浄化槽の日」<sup>※</sup>にちなみ、県では10月を浄化槽月間として、毎年、浄化槽に対する正しい知識などの普及啓発を実施しています。

共通の啓発素材を活用した10月からの啓発に御協力を  
をお願いします。  
また、浄化槽月間の終了後も、**継続した啓発の実施**  
をお願いします。

#### ※ 浄化槽の日とは

浄化槽法が平成60年10月1日に全面施行されたことを記念し、浄化槽の普及促進等を通じ、公共用水域の水質保全等に資することを目的として、昭和62年に厚生省、建設省、環境庁の主唱により10月1日を「浄化槽の日」と定め、全国で関連行事が開催されています。

28

# 10. 配布について

## ○配布物、部数

説明会終了後、10月初旬ごろに送付します。

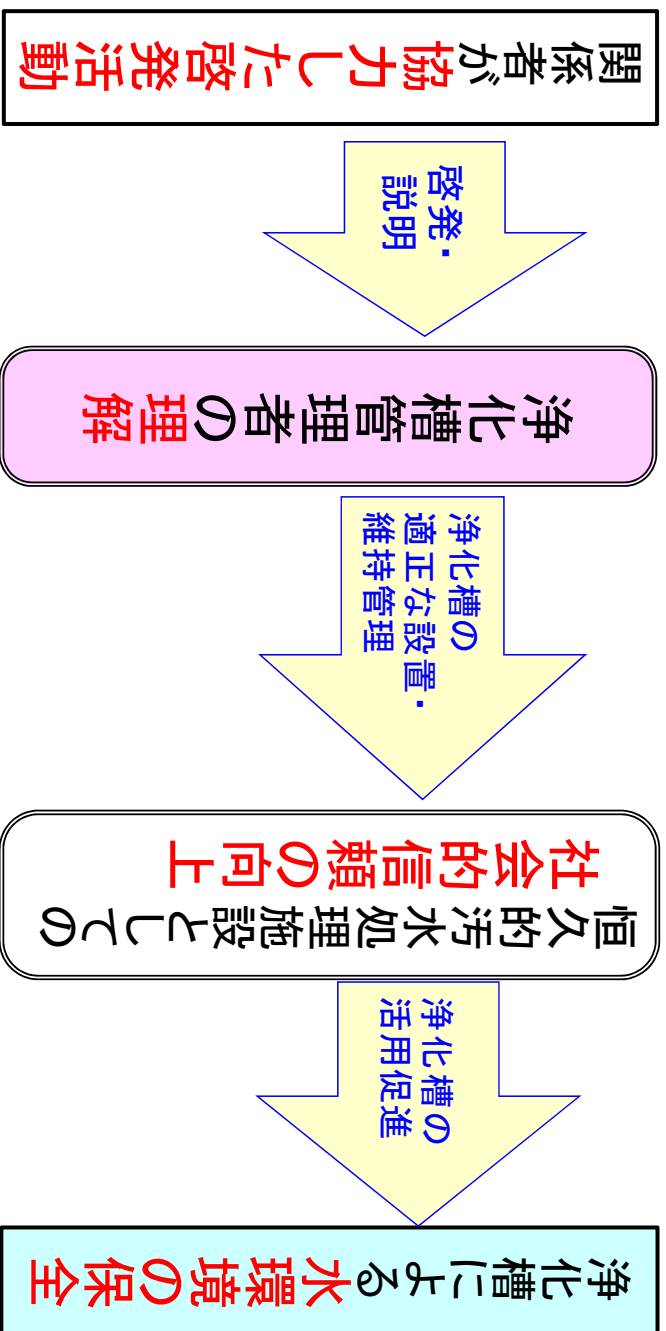
	チラシ	リーフレット	ステッカー
保守点検業者	-	○	○
清掃業者	-	○	○
工事業者	○	-	-

## ○配布予定のない素材について

ポスターを含め上記3種類のうち配布予定のないものについて、掲示などに御協力いただける場合は、別途、送付しますので広島県環境県民局循環型社会課まで御連絡ください。



## 11. 関係者の協力した啓発活動の効果



※ 継続した啓発活動への御協力をお願いします。

※ 浄化槽管理者の御意見等は、県・市町にアンケートバックをお願いします。



 広島県 環境県民局 循環型社会課